

監査結果に係る措置状況報告書  
(令和4年3月)

邑南町監査委員

平成31年1月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監 査 意 見	措 置 状 況
<p><b>【指示事項】</b></p> <p>①契約事務においては、一般競争入札が原則となっているが、比較的安易に随意契約がなされている。また随契でも、特命随契以外はなるべく2社以上から見積書を徴しなければならないこととなっているが取られているケースが少ない。職員に対して「契約・入札実務研修」が行われていることを評価するが、正しい契約事務についてさらに徹底されたい。</p>	<p><b>【総務課】</b></p> <p>①随意契約はあくまで入札の特例であり、地方自治法施行令第167条の2に則り適切に対応するよう全ての職員に対して「契約・入札実務研修」を通じて詳しく指導しているが、未だ全ての職員の受講ができていない。所管課において正しい事務を課員に指導するためにも、まずは、管理職を中心に研修を行い、正しく適正な入札・契約事務が執行できる体制を目指します。</p> <p style="text-align: right;"><b>判断基準(2)</b></p>

※注釈：地方自治法199条第14項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

令和元年6月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監 査 意 見	措 置 状 況
<p><b>【指示事項】</b></p> <p>③邑智郡総合事務組合負担金について            支払い時のチェックを担当課で十分行うこと。また、日頃から組合や各町の担当者間での意見交換、協議を十分に行い、共同処理のメリットが表れ、事業費全体の節減につながるよう一層の連携を強化されたい。</p>	<p><b>【総務課 令和4年1月追記】</b></p> <p>③邑智郡総合事務組合の令和4年度一般会計、介護保険特別会計予算(案)について3町の幹事(副町長)と財政担当課長の会議が開催されるにあたり、財務課を窓口し、事前配付資料に基づき関係課と情報共有を行いました。</p> <p style="text-align: right;"><b>判断基準(1)</b>  <b>今後も継続すること</b></p>

※注釈：地方自治法 199 条第 14 項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

## 令和2年1月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監 査 意 見	措 置 状 況
<p><b>【指示事項】</b></p> <p>②過年度の未収金が約8割以上を占め、長年未収金として残っているものが多い。「債権管理条例」や「債権管理に関するガイドライン」に沿って、引き続き一層の徴収、困難なものは整理に努められたい。</p>	<p>②「税外債権管理に関するガイドライン」を令和元年7月1日に策定し滞納整理等の債権管理を行っています。また、令和2年4月1日に民法改正に対応した改訂を行いました。令和2年5月末の出納閉鎖に併せて滞納繰越簿の整理を行い、各課連携を強化した運用を開始しています。ガイドラインに沿った徴収事務が遅滞なく適切に行えるよう担当者会議を開催し周知して行きます。</p> <p style="text-align: right;">判断基準（2）</p> <p><b>【総務課 令和4年1月追記】</b></p> <p>②過年度未収金のうち、債権管理条例第16条（債権の放棄）の規定により放棄する私債権等については、令和元年6月に設置した「邑南町税外債権管理回収対策委員会における審議を経て、不納欠損処理を行いました。</p> <p style="text-align: right;">判断基準（1）</p>

※注釈：地方自治法199条第14項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

## 令和2年6月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監 査 意 見	措 置 状 況
<p><b>【指示事項】</b></p> <p>①まちづくり推進基金</p> <p>旧瑞穂町から引き継いだものと合併市町村支援交付金とで合併時に設置され合併関係費に充当しているが、平成20年度以降は利子分の積み立てのみである。積極的な活用をされたい。</p> <p><b>【指示事項】</b></p> <p>②ふるさと、水と土保全対策基金</p> <p>合併時に旧三町村から引き継いで設置され、基金の目的が「農業用排水路、ため池及び農業用道路等の多様な機能の維持及び強化に係る住民共同活動等の推進に要する経費に充てるため・・・」となっているが、充当した事業は、補助金として交付する少額な個人の施設の整備費である。(令和元年度4名)活用が妥当なのか疑問である。なお、残現在高は少ないため向こう1年分の活用かと思われる。</p>	<p><b>【総務課 令和4年1月追記】</b></p> <p>①計画している大型事業を実施するための財源や、起債に係る減債基金への積立てなどに、基金の設置目的に沿って活用する。令和3年度当初予算においては40,900千円を一般会計に繰入れ、4事業の特定財源としました。</p> <p style="text-align: right;"><b>判断基準(1)</b></p> <p><b>【建設課 令和4年1月追記】</b></p> <p>②小規模生産基盤整備事業は、小規模な農地や施設の生産基盤を整備し、営農の利便性を高め併せて営農労力の節減を図り、水稻等の増収を図ることを目的としています。事業の範囲は国又は県の補助が交付されないものに限って適用するとしています。国の事業は規模が大きい上、対象が営農組織へとシフトし、県の補助事業(県単農地有効利用支援整備事業)は、年々予算が少額になっています。一方で、多面的機能支払交付金事業により、農用地、農業用排水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動、或いは軽微な修繕、或いは農業用施設の長寿命化のための補修・更新等も可能となっています。しかし、農地は個人所有であることから、保全管理へ事業費が回らないこともあるようです。こうしたことから、小規模生産基盤整備事業は僅かながらでも要望がある限り事業を継続する必要があるという結論に至りました。事業の財源としてきました「ふるさと、水と土保全対策基金」は少額となっているため廃止し、新たな財源を確保したいと考えております。</p> <p style="text-align: right;"><b>判断基準(1)</b></p>

**【指示事項】**

③地域福祉基金

合併時に旧三町村から引き継いで設置されているが、平成23年度に取り崩したのを最後に基金残高は0となっている。設置目的は、「地域における保健福祉活動と生活環境の形成を図るため」となっており幅広い。少々の基金に頼る役割は薄いので基金条例の廃止を考えられたい。

**【指示事項】**

④(定)高額療養費貸付基金(町民課)

旧瑞穂町、石見町から引き継いで合併時に設置されているが、ここ数年利用者がいない。これは長期入院の際には限度額適応認定証の申請推奨が定着しているためと思われる。しかし、これが適応されないケースも考えられるため必要性はあるので独自の貸付制度として継続し、制度の周知と適正な基金の額を検討されたい。

**【指示事項】**

⑤(定)文化、芸術振興基金

旧瑞穂町から引き継いで合併時に設置されているが、殆ど活用されていない。入場券の事前購入費を賄う等のための現行の基金額であれば効果は薄いので廃止されたい。なお、継続しての設置する場合は、町民が優れた文化、芸術に近くにおいて触れられるというために素晴らしい公演、展示会の誘致等に向けて目的を変更し増額されたい。

**【指示事項】**

⑥(定)奨学基金

基金総額に対して令和元年度末の貸付総額の割合が23.5%と低い。一層の制度の周知を図られたい。

**【福祉課 令和4年1月追記】**

③当該基金については、平成23年度の全額取り崩し後は、条例に規定する目的に限定した増額はなく、今後も同様の増額は見込まれないことから、令和3年3月議会において本条例を廃止しました。

**判断基準(1)**

**【町民課 令和4年1月追記】**

④令和3年2月12日に開催された国保運営協議会において、600万円の基金を1/2の300万円に減額し、差額の300万円を一般会計に移すということでした。令和4年3月定例会に上程し、令和4年4月1日から運用する方針です。

**判断基準(1)**

⑤現在は活用できていません。

今後はスポーツ観戦も含め、多方面での優れた文化芸術に触れることを念頭に置いた事業実施を検討したいと考えます。

また基金額については、今までの実績を考えると現状維持が妥当と考えております。

**判断基準(2)**

**【学校教育課 令和4年1月追記】**

⑥広報や無線放送によるお知らせに加え、貸付対象者となる中学生を対象に奨学金制度についての文書案内を実施し、周知を図りました。

**判断基準(2)**

## 令和3年1月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監 査 意 見	措 置 状 況
<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>①過年度未収金にかかる新年度における再調定日が、以下のとおり不適切であったので善処されたい。</p> <p>① <b>【諸収入】</b> いこいの村・香木の森納付金（15,000,000円）の調定を6月1日にすべきところ、10月2日にされていた。 (商工観光課)</p> <p>② <b>【財産収入】</b> スキー場用地貸付収入（590,000円）の調定を6月1日にすべきところされていなかった。 (商工観光課)</p> <p>③ <b>【分担金】</b> 特定中山間保全整備事業分担金（17,846円）の調定を6月1日にすべきところされていなかった。 (建設課)</p> <p><b>【指示事項】</b></p> <p>①過年度の未収金が6割以上を占め、長年未収金として残っているものが多い。引き続き徴収に向け努力されるとともに、困難なものは「債権管理条例」や「債権管理に関するガイドライン」に照らし、整理されたい。 (関係課)</p>	<p><b>【商工観光課 令和4年1月追記】</b></p> <p>①令和2年度未納であったため、令和3年度は過年度分として4月1日付けで調定しました。今後は、正しい日付で調定を行います。 <b>判断基準(1)</b></p> <p><b>【商工観光課 令和4年1月追記】</b></p> <p>②令和2年度未納であったため、令和3年度は過年度分として4月1日付けで調定しました。今後は、正しい日付で調定を行います。 <b>判断基準(1)</b></p> <p><b>【建設課 令和4年1月追記】</b></p> <p>③6月1日付けで調定しました。 <b>判断基準(1)</b></p> <p><b>【総務課 令和4年1月追記】</b></p> <p>①令和2年1月定期監査報告での監査意見に対する措置②に同じ。 <b>判断基準(1)</b></p>

②茅場堆肥処理施設について、これまで様々な経緯の元、分担金の徴収や指定管理者制度の導入、また指定管理者の変更等が行われてきている。未収金は今まで減少しているが、現在まだ813,370円が未収となっている。これを現在の指定管理者が納めるようになってきているが、徴収について、町と文書による確約書が見当たらず口頭約束だけになっているのではないか。これについて、再度関係者と協議を行い書面にしておく必要があると思われる。

(農林振興課)

**【指示事項】**

①雑部会計で扱っている6種の事務処理の一部に法律等の根拠規定が明確でないものがあるのではないか。また、歳入歳出外現金で扱うのも以外で類似するものを別の任意の通帳等により特定の者が保管するものが見受けられる。こうしたことから会計管理者が保管する歳入歳出外現金として取り扱う業務の種類を再検証されたい。

(会計課、全課)

**【農林振興課 令和4年1月追記】**

②茅場堆肥処理組合は、平成11年6月の設立当時の組合員は8名、分担金総額は13,182,812円でした。平成23年度当初、分担金を完済せずに組合脱退、廃業した2名の未収額の合計は2,373,370円でした。この未収額は組合が肩代わりし月々2万円ずつ納付、その後平成29年度からは組合員が(有)山本産業だけとなり、平成29、30年度は同社が合計480,000円を納付している。施設の指定管理が令和3年度末で終了し、同社も施設を使用しなくなることもあり、現在の未収額合計813,370円を不納欠損にさせていただきたいと考えています。

**判断基準(2)**

**【財務課・地域みらい課 令和4年1月追記】**

①雑部会計の6種の事務処理の内、会計管理者が歳入歳出外現金として取り扱う業務の確認を各課に依頼し実施しました。

その結果、「島根県民手帳代」においては歳入歳出外現金として取り扱うことに根拠が無く、一般会計で取り扱うこととした。令和3年一般会計補正予算第10号で必要予算額を計上しています。

その他は根拠規定を確認しました。

類似の任意通帳の保管実態について、今後全体を把握し精査します。

**判断基準(1)**

<p><b>【指示事項】</b></p> <p>①職員の勤務時間管理については、改めて管理体制の検証、整備がされる予定と聞くが、時間外勤務の実績から、各所属内における職員の超勤時間数に大きな差がある所属があるので、職員間の業務量についてバランスがとれるようにされたい。</p> <p>②特殊な業務により、極端に多い時間外勤務がある所属がみられるので、勤務時間帯の変更や雇用形態の変更が検討できないか。</p>	<p><b>【総務課 令和4年1月追記】</b></p> <p>①令和3年4月から勤怠管理システムを導入し、職員の出退勤時刻や時間外勤務実施状況の正確な把握が可能となりました。各課所属長において時間外勤務実施状況が把握できますので、偏りの無い業務配分を実施するよう指導しています。</p> <p style="text-align: right;"><b>判断基準（1）</b></p> <p>②職員の働き方について、フレックスタイム制等の導入を検討しています。</p> <p style="text-align: right;"><b>判断基準（1）</b></p>
--	--

※注釈：地方自治法 199 条第 14 項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

令和3年6月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監 査 意 見	措 置 状 況
<p><b>【指示事項】</b>（随意契約の執行状況）</p> <p>①随意契約は、契約の例外であることを認識し、単に簡素で迅速処理のためということだけで安易に執行することがないようされた。 (特に随契理由第5号の緊急性)</p> <p><b>【指示事項】</b>            (指定管理者制度の契約事務執行状況)</p> <p>①指定管理料を払っている施設、払っていない施設、納付金のある施設、ない施設、納付金の規定はあるが徴収していない施設、施設関係部門で欠損が出ているが団体の他部門で補填している等、多様なケースが存在する。それぞれ状況は異なるが、協定締結に最低限の統一した考え方は検討できないか。数年同額の指定管理料の施設もある。指定管理者制度が目指すところは、公募して複数の応募があつてメリットもあると思うが、地域の実情で一団体しか応募がない場合はより基準が必要と考える。公共施設等総合管理計画が定めである中で、施設の必要性を含め検討を望む。</p>	<p><b>【総務課 令和4年1月追記】</b></p> <p>①「邑南町随意契約に関するガイドライン」に基づき以下の対応を行った。</p> <p>《第5号》</p> <p>12件の理由を確認、第5号の規定による場合に示された事例を示し、改めて理由の確認を行った。(単に競争入札に付する期間が確保できないという理由では適用できない等について確認した)</p> <p>《第6号》</p> <p>15件の理由を確認、第6号の規定による場合に示された事例を示し、改めて理由の確認を行った。(ア、経済性：関連工事を履行させるとき等。イ、緊急性：契約時期を失する時等、具体の事例を示し指導した)</p> <p style="text-align: right;"><b>判断基準 (1)</b></p>

**【指示事項】**

(職員の勤務時間管理システム整備状況)

①今まで時間外勤務の申請をしないまま残業する職員がいたことは問題である。より良い活用策に向けて問題点を整理し、スムーズな運用を望む。

**【総務課 令和4年1月追記】**

①勤怠管理システムの導入により、退勤時間と時間外勤務の申請状況を把握することができるようになりました。これを利用し、各所属長において適切な対応に努めるよう指導しました。

**判断基準 (1)**

※注釈：地方自治法 199 条第 14 項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

平成28年5月31日付け邑総第43号で、町長から請求のあった下記団体への財政援助等に係る事務の実行状況

i) 一般社団法人 おおなんケーブルテレビ

【総務課】

監 査 意 見	措 置 状 況
<p>① 町有施設を活用した業務委託なので困難かもしれないが、法人の発展意欲を向上させる意味からも、番組制作費のような発注形態も検討すべきではないか。</p>	<p>① 今後の方針としては独立した法人としての運営形態に移行することを目標としていますが、引き続いて慎重に検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">判断基準(3)</p>

iii) 一般社団法人 邑南町観光協会

【商工観光課】

監 査 意 見	措 置 状 況
<p>⑨ 現在、法人の会計・経理を1人の法人職員で行っている。取扱金額も多額であり、事故防止の面からも牽制のできる体制となるよう、指導されたい。</p>	<p>⑨ 2人体制にするよう指導しました。</p> <p style="text-align: right;">判断基準(2)</p>

V) 全般について

【総務課】

監 査 意 見	措 置 状 況
<p>② 発注の担当課と、法人を指導・監督する担当課が同一であることで、事務手続き等に馴合いや瑕疵が発生しやすいのではないかと。担当課以外の関与も考えるべきと思われる。</p>	<p>【総務課 令和4年1月追記】</p> <p>②内部統制体制の確立に併せ検討します。</p> <p style="text-align: right;">判断基準(2)</p>

## 定期監査における「指摘事項」等に関する判断基準

### ※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 町に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

### ※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

### ※3 意見

「地方自治法第199条第10項」の組織及び運営の合理化に資するための意見として扱う

## 「監査意見等に対する措置状況」に対する判断基準

- (1) 効果的な改善措置が講じられたことを評価し、一層の推進を期待
- (2) 改善措置に向けて具体的に着手されており、今後の状況を見守る
- (3) 改善措置がまだ不十分で引き続き改善を進められたい